

○芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成25年5月1日告示第56号

改正

平成26年4月1日告示第43号
平成31年2月13日告示第16号
令和5年2月21日告示第10号
令和7年12月25日告示第117号

芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民の新エネルギー利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、芦屋町補助金等交付規則（平成19年芦屋町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステムは、太陽電池による発電設備であつて、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、低圧配電線と逆潮流有りで連係するものであること。
- (2) システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気基準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか（単位はキロワット表示とし、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が、10キロワット未満であるものであること（増設等の場合においては、増設後の最大出力が10キロワット未満であるものであること。）。
- (3) 次に掲げる性能を満たし、一定の品質及び性能が一定期間確保されているものであること。
 - ア 太陽電池モジュールが、日本工業規格に基づく試験により認証を受けているもの又は同等以上の品質及び性能が確認されているものであること。
 - イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が、太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているものであること。
- (4) 設置前において、使用に供されたものでないこと。
- (5) 電力会社と余剰電力の受給契約を締結できるものであること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の自ら居住する住宅（店舗等との併用を含む。以下同じ。）にシステムを設置した個人又はあらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人
- (2) システム設置に伴う電力会社との余剰電力の受給契約の締結から1年以内であること。
- (3) 第6条の規定に基づく補助金の交付申請時において、町税等を滞納していないこと。
- (4) 過去において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を

有する者でないこと。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費であつて、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器）並びにこれらを設置する工事にかかる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方に1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額とし、80,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し
- (2) 対象システムの設置に要した費用にかかる領収書の写し
- (3) 電力会社との余剰電力の受給契約書の写し
- (4) 対象システムの性能を明らかにする書面（メーカーカタログ等）
- (5) 設置した太陽電池モジュールの変換効率が確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製造番号の対比ができるもの）（様式第2号）
- (6) 対象システムの設置を確認できるカラー写真
- (7) 住民票
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による交付決定後、速やかに交付するものとする。

2 前項の補助金の交付は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の金融機関口座への振込みとする。

(毀損等の届出)

第9条 交付決定者は、システムが毀損若しくは滅失したとき又はシステムを撤去若しくは処分したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(決定の取消及び補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) システムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内に処分したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由でシステムを処分する場合
- (2) その他町長が認める場合

(協力)

第11条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じてシステムの使用状況に関するデータの提供等の協力を求めることができる。

- 2 交付決定者は、正当な理由がある場合を除くほか、前項の求めがあったときは、それに協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、平成25年度以降に国が定める住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱(平成23年財資第28号)の規定に基づく補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月13日告示第16号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年2月21日告示第10号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月25日告示第117号)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。